

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	山内地区(山内集落)	平成25年3月	令和3年3月

1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	74.31
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.38
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	15.45
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.45
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	15.45
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当該地域は中山間地域に位置しており、圃場条件整備が整っておらず生産面において不利な条件の中、農業経営を実施している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手不足の中、集落内で唯一の法人を地域の受け皿として農地集積、規模拡大を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針 現在の耕作者が将来、地域内営農組織以外の経営体(入作者含む)に農地貸付けや機械作業委託をする場合は、それを妨げず、耕作者と既存の入作者の意思を尊重することとし山内の農地保全に協力し合い今後の地域農業を進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 基盤整備事業の進展に伴い大区画圃場での水稻作付けが可能となる為、集落の農地保全と経営合理化を目指し、平成24年度に地域内営農組織が設立された。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 水稻では栽培技術の研鑽により、増収と高品質・良食味米生産を目指し、基肥一発肥料施肥体系による低コスト化と労力軽減に向け、生産性の高い農業経営ができるよう進めていく。また、複合部門では現在試作栽培中である山菜栽培の安定を図り、地域に定着し活性化に繋がる取組を進める。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
山内字中村2369-1 他20筆	30,990		
計	30,990		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。